

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市監査委員

古 俣 誉 浩
同 伊 藤 秀 夫
同 飯 塚 孝 子
同 深 谷 成 信

監査結果等に基づく措置

令和 6 年度第 1 期財政援助団体等監査結果報告（令和 6 年 12 月 26 日 新監査公表第 10 号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
5・6	公益財団法人新潟市産業振興財団経済部産業政策・イノベーション推進課	(3)意見（一部抜粋） 令和 6 年度の財団職員数の構成をみると、全職員 45 人のうち、市の兼務職員が 33 人と、全職員数の 7 割を超えており、市の関与の程度が大きいことを示している。この利点として、兼務職員により市の意向を反映させた中小企業支援事業を財団において効率的に実施できることや、中小企業等がおかれた状況について、市と速やかに情報共有を図れることがあげられる。 一方、兼務職員が市と財団の両方の業務を担うことによるリスクも存在する。市から財団に対する補助金交付事務を例にした場合、交付申請者である財団の職員と、交付決定者である市の職員が、実質的に同一となれば、補助金交付決定に際してチェック機能が働かず、お手盛りによる不当な公金支出となるリスクがある。また、市が開設した 5G ビジネスラボについて、市と財団の間に委託契約や協定等はなく、事故発生時等に、責任の所在が不明確となるおそれがある。 現時点では、補助金交付申請と交付決定は異なる兼務職員が各々の役割に基づいて担っており、チェックが有効に機能している事実は確認できたものの、依然としてリスクを孕んでいることを忘れてはならない。また、5G ビジネスラボの運営等の事業については、責任の所在を明確にするため、市と財団の役割分担をあらためて整理しなければならない。さらに、事業全般について、兼務職員によって財団業務への従事の程度が異なることから、不当な行為が行われるリスクを低減するためにも、真に必要な兼務職員の人数を精査する必要がある。財団及び所管課は、財団の事業及び運営が適正に行われるよう、これらの課題の解決に向けて検討されたい。	意見の通り、事業全般について、真に必要な兼務職員の人数を精査し、令和 7 年度から人数を整理していく。